

男女平等参画推進条例の制定を

問 男女平等参画社会基

町長 ①町の各種計画

平均の20・5%と比較する
と高い水準にある。

居場所になる。
従つて次の点について伺う。

的あるいは連携して実施す
るとしているが、目的・役
割や内容の異なる二つの事
業を、充実・発展させてい
くことが子ども達の放課後
や学校休業日が安心できる
場所になる。

小学生を対象に「放課後の
過ごし方」の現状について
も調査研究をし、事業プラ
ンに反映したい。

機関と意見交換をし、地域
の実態に即した「地域子ど
も教室」の在り方を見出し
たい。また、PTA連合会
の協力を得て、町内全ての

事業を、充実・発展させてい
くことが子ども達の放課後
や学校休業日が安心できる
場所になる。

小学生を対象に「放課後の
過ごし方」の現状について
も調査研究をし、事業プラ
ンに反映したい。

こうした作業を重ね、条
件が整った小学校区におい
て、事業を試行したい。

②学童保育所には法的な設
置・運営基準は定められて
いない。

③「放課後子ども教室推進事
業」を地域の方と十分に
協議し、地域性に合致した
ものとして組み立てるよう
努力したい。また、「放課
後児童健全育成事業（学童
保育所）との役割分担に
ついても重要なテーマとし
て検討を重ねたい。



本法は、1999年に
制定され、基本理念とし
て男女が人権の尊重、社会
における制度等についての
配慮、政策等の立案及び決
定への協働参画、家庭生活
における活動と他の活動の
両立、国際的協調を掲げ、国、
地方公共団体、国民にそれ
ぞれ責務を定めたものであ
る。女性が固定的な役割に
縛られることが出きる社会は、
障害を持つ人など誰にとっ
ても個性が尊重される暮ら
し易い社会になる。

従つて次の点について伺
う。

幕別町としても、今後とも
先進自治体の状況等を十
分に調査研究し、町独自の
条例の必要性などを検討し
たい。

①放課後子ども教室推進事
業は、どのように実施・運
営していくのか。

②学童保育所の設置・運営
基準など条件整備をどう進
めていくのか。

③二つの事業をそれぞれ充
実・発展させるための対策
は。

本町の場合、5カ所の学
童保育所すべてが直営であ
り、本町独自の基準を持た
なければならない必要性は
薄いものと考える。

③「放課後子ども教室推進
事業」を地域の方と十分に
協議し、地域性に合致した
ものとして組み立てるよう
努力したい。また、「放課
後児童健全育成事業（学童
保育所）との役割分担に
ついても重要なテーマとし
て検討を重ねたい。



放課後子どもプランについて

問 放課後子
どもプラン

①新規事業の放
課後子ども教室推進事業は、
子ども達の安全で健やかな居場
所をつくるため、文部科学省
と厚生労働省との連携により、
放課後対策事業として今年4月
に創設された。

②各種審議会、諮問委員会
などの女性の参加状況は。

③幕別男女平等参画推進条例
の制定を。



(やまびこ学童保育所)

放課後子ども教
室推進事業と、
学童保育を一体

の力を取り組んで越
えられない課題が多く、学
校協議員会をはじめ、関係

事業実施に向けては、地域
協議会をはじめ、関係